

平成29年第 9回  
総会  
9月

## 白井市農業委員会会議録

平成29年9月8日 開会

平成29年9月8日 閉会

## 白井市農業委員会会議録

平成29年9月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

10月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 9月25日(月)
- ・事前審査会(案) 10月 2日(月)  
第1班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総 会(案) 10月 6日(金)  
午後4時00分から  
本庁舎3階会議室301

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは、定刻前ですけれども、始めさせていただきます。

本日は、梨、ぶどう、野菜等、出荷作業がお忙しい中、定例総会ということでお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私ごとではございますけれども、けさ早朝から、梨組合の本部役員の方、JA西印旛の組合長ほか職員の方、それから、印旛農業事務所、選果場、農政課、白井の魅力を発信する課等の総勢25名ぐらいで、東京大田市場のほうに、あきづき梨の紹介、白井梨のPRに行っていました。試食のほうは大変おいしいということで、大変好評でございました。一応報告だけさせていただきます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成29年9月定例総会を開会します。

次に、本日の会議録署名人を指名します。

会議録署名者は、5番、福田孝一委員、6番、内藤秀樹委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

資料1 ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成29年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、平塚字小森下2900番地外2筆になります。

地目は田。

地積は3筆で1,856平米。

権利者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

経営面積、35アール。

義務者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇、持分2分の1、同じく〇〇〇〇、持分4分の1、同じく〇〇〇〇、持分4分の1となります。

事由につきましては、所有権移転、売買となります。

2番、根字南口1895番3。

地目、畑。

地積、670平米。

権利者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

経営面積、105アール。

義務者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

事由、所有権移転、贈与となります。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

内藤秀樹委員お願いします。

内藤秀樹委員 班長の内藤です。

これは続けてやっちゃっていいですか。

笠井会長 はい。

内藤秀樹委員　それではまず、議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料1番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんご本人と義務者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、有限会社〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、小森下2900番地のほうは草が生い茂り、2922、2923番地は、きれいに耕作されておりました。

進入路は市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者は、福島原発事故の避難者で、福島では農業を営んでおりました。

現在は白井に居住しており、当地でも農業をして暮らそうということです。

農機具は、軽トラと耕運機1台ですが、面積が小さいので、どうにか耕作できるそうです。

労働力、技術力、年間農作業従事日数については、福島で農業を営んでおり問題ありません。

面積要件についても、白井と福島の土地を合わせて下限面積の50アールをクリアしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可相当と判断いたします。

次に、議案1号2番について報告いたします。

資料3番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの代理人で、土地家屋調査士の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から東へ約2.4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、梨を栽培しております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

農機具、労働力、技術力、年間従事日数、面積要件等、全てクリアしております。

今回の案件は、世帯主の〇〇〇〇さんから孫の〇〇〇〇さんへの生前贈与で、節税対策の贈与だそうで、今後も相続に税金のかからない程度に贈与するそうです。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。以上です。

笠井会長　はい、ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員

の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、福田孝一委員をお願いします。

福田孝一委員

平塚担当の福田です。

海老原委員に協力してもらいながらの調査報告をいたします。

9月1日に、〇〇〇〇さんと電話で話しました。

きっかけとか経緯は、一昨年の平成27年の9月に福島の檜葉町に帰ってもいいという連絡をもらったのですが、帰る気はないと。

理由は、帰っている人は10%ぐらい、若い人はいない。

帰る人は圃場整備をやらされるというようなことで、白井幼稚園近くの家を今回買いました、購入しましたという話。

それから後継者ということで、いずれ神奈川にいるお子さん、〇〇〇〇さんと呼んで、一緒に暮らしたいと、そういう気ですということです。

それから、もともと農業の経験があり、白井で農業をやりたい。

ゆくゆくは将来、直売所などに出したいと。

今回購入する田は、土入れをして畑にして、野菜をつくりたいということです。

9月3日に、〇〇〇〇さん宅で、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに話を聞きました。

〇〇〇〇さんは会社に勤めているので、農業を縮小したいということ。

米はつくっていないので、荒地になっている。

税プラス土地改良区への支払いがちょっと重荷になってきているということです。

以上のことから、〇〇〇〇さんは大変やる気があり、また将来、息子さんもその後を継いでくれるというようなことも話をしているというので、許可相当と判断します。

ただ、一つ気になったのが、田んぼにある倉庫なのですが、本日10時ごろ、海老原委員が確認してくれたところ、まだ建っているというのと、軽微な埋め立てがその後入りますよということで、ただ、今回に関しては、あくまで3条ということで、それだと問題ないと思います。以上です。

笠井会長

はい、ありがとうございます。

2番、中村教雄委員をお願いします。

中村教雄委員

中木戸地区担当の中村です。

〇〇〇〇さん本人にお会いしましてお聞きしたところ、相続税の節税対策ということでした。

〇〇〇〇さんは、皆お任せしてあるので、何の問題もないということです。

〇〇〇〇さんになぜ名義を変更するのかというと、毎年変更していると税金が出るそうなので、〇〇〇〇さんに書きかえることがちょっとできないので、〇〇〇〇さん

に書きかえたということです。以上です。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、許可することに可決します。

次に、2番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

資料は2ページとなります。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

平成29年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、富士字東14番地1の一部。

地目、畑。

地積、4,268平米の内64平米。

権利者、白井市富士 番地、〇〇〇〇。

義務者、白井市富士 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用をともなう使用貸借権の設定、専用住宅となります。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

笠井会長

はい、ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。  
内藤秀樹委員、お願いします。

内藤秀樹委員

内藤です。

審査資料2番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さんと義務者、〇〇〇〇さんの代理人で、有限会社〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から南西へ約3.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、街区に占める宅地の割合が40%以上なので、第3種農地と判断しました。

転用目的ですが、現在の住宅では手狭になり、今の敷地では増築が難しいため、隣接農地を利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地ということですが、申請面積は64平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。

資金は借入金で賄う計画で、許可後は速やかに着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、自己所有のため特に問題はありません。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われます。以上です。

笠井会長

はい、ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

宇賀義則委員、お願いします。

宇賀義則委員

富士地区担当の宇賀です。

先日、伊藤推進員と〇〇〇〇さんにお会いして、お話を伺いました。

資料2の5の土地利用状況図を見ていただきたいと思ひます。

14の1、こちらの住居は、20年ほど前に〇〇さんの祖父である〇〇〇〇さんが建てた建物で、現在、〇〇さん家族、妻とお二人のお子さんの4人が住んでいらして、子供の成長にともない手狭になってきたため、増築を考えたということです。

増築に当たり、事前審査会での〇〇〇〇の〇〇〇〇さんのお話と同じく、南側の宅地部分での増設、増築は、既存の建物の構造上無理があるため、東側の隣接している農地の利用が適当であろうとのことから、今回の転用申請になりました。

それから、〇〇さんは〇〇さんの父になります。以上です。



笠井会長 はい、ありがとうございます。  
事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いします。  
ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。  
許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。  
〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。  
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して、県に進達することに可決します。  
議案第3号 平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。  
議案第3号 平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定について。  
白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成29年度第6次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。  
平成29年9月8日提出。  
白井市農業委員会会長、笠井行雄。  
次の4ページにつきましては、市長からの協議書となります。  
5ページをごらんください。  
集積計画の一覧表(案)となります。  
1番から順に読んで説明とさせていただきます。  
1番、利用権を設定する農用地、復字城際1375番外2筆。  
地目、畑。  
利用権設定面積、3筆で1,602平米。  
種類、使用貸借権。  
内容、畑作。  
期間、5年。  
賃料等はありません。  
利用権を設定する者、白井市復 番地、〇〇〇〇。  
利用権の設定を受ける者、船橋市飯山満町 丁目 番地、〇〇〇〇。

経営面積、50アール。

継続となります。

2番、神々廻字東発込901番外2筆となります。

地目は畑。

面積につきましては、3筆で1,635平米。

種類につきましては、賃貸借権。

内容は畑作。

期間は3年。

賃料につきましては、トータルで2万8,000円。

支払い方法は、直接持参。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

設定を受ける者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

経営面積、201アール。

こちらも継続となります。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長

はい、ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当委員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長

賛成全員です。

議案第3号 平成29年度第6次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局湯浅でございます。

議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成

29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。

農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定したので、提出いたします。

平成29年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

7ページから16ページまでが、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の資料となっております。

こちらにつきましては、かなり膨大な資料となっております。

事前に資料のほうを配布させていただいておりますので、事務局からの個々の説明は割愛させていただきます。

同じく資料の17ページをごらんください。

17ページから20ページまでは、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の資料となっております。

こちらにつきましても、先ほどと同じように説明のほうは割愛させていただきます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

本案件については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の説明もございません。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、承認することに可決します。次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の20ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成29年9月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

21ページに専決処分書が載っておりますので、その資料をもって報告とさせていただきます。

また、その他といたしまして、10月の事前審査会、総会の日程等々につきましては、次第にあるとおり、申請の受付締め切りが9月25日月曜日、事前審査会、案ですが、10月2日月曜日、こちらは第1班の担当となります。

午前9時から、この会議室、本庁舎3階301会議室となります。

総会につきましては、10月6日金曜日、午後4時から同じくこの301会議室となります。

以上で報告、協議事項等の説明とさせていただきます。

以上です。

笠井会長 事務局、2日事前審査で6日総会。

事務局 そうですね。

笠井会長 期間、少ないよね。

事務局 はい、すいません。土日とかの関係上。

事務局 あと、県の締め切りもありまして、どうしても。

笠井会長 本日の議案については、一応これで全て終わりました。

長時間にわたり慎重なる審議ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 福田孝一

白井市農業委員会議事録署名人 内藤秀樹